

久留米市の 国民健康保険



久留米市 健康保険課
(久留米市役所1F)

☎0942-30-9031
FAX0942-30-9751

日本は国民皆保険制度です

日本では、安心して医療を受けられるように、すべての人が医療保険に加入することになっています。(国民皆保険制度)。国民健康保険(国保)はそうした医療保険のひとつで、私たちの住む市区町村が運営しています。国保は被保険者みんながお金を出し合う、助け合いの制度です。健やかな暮らしを守るために、みんなで力を合わせて国保を支えていきましょう。

国保に加入しなければいけない人

- 外国籍で3ヶ月以上日本に滞在すると認められた人
(旅行ビザ以外のビザを持っている人)
- 職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない人
- 生活保護を受けていない人



国保に加入すると必ず保険料が発生します

保険証は大切に



国保に加入したら、保険証を交付します。保険証は国保に加入していることが証明されるものです。お医者さんにかかるとき、窓口で提示することで国保の給付が受けられます。保険証は、在留カードと同じくらい大切なものですので、大切に保管しましょう。

保険証があると、あなたが病気やケガをしたときに医療費の自己負担額を支払うだけで治療を受けたり、薬をもらったり出来ます。

(例) 病院代が5,000円かったとき(自己負担額が3割の場合)

市が負担する分 3,500円

あなたが払う分 1,500円

もし保険証がないままお医者さんにかかると、
5,000円 + α を払わなければいけなくなります。

絶対にしてはいけません!!

- × 他の人に保険証を貸したり、借りたりしてはいけません
- × 保険証の内容を自分で書き換えてはいけません

これらの違反を行うと、法律で罰せられます

保険料

国民健康保険に加入するみんながお金(保険料)を出し合って、医療費をまかっています。国民健康保険料は、万一の病気やけがに備え、みんなが助け合う制度です。毎月の納付は必ず行ってください。

保険料の
計算方法

基本料金
(加入人数分)



給料に応じた
加算金



あなたの
保険料

国保に加入して2年目以降は…

日本に来た最初の年は、前年に日本での給料が無いので一番低い保険料を払うことになります。日本での所得が少ない人は基本料金が70%引きになる為、保険料がとても安くなります。

ただし、アルバイトなどを沢山して、日本での給料が増えると2年目からは給料に応じた保険料になる為、保険料が高くなります。



保険料を払わないと…

- 1 納期限を過ぎても納付がないと、督促状を送ります。
延滞金が発生します。支払う金額が通常よりも高くなります。
支払いの案内の為に催告書を送ったり、あなたの家に訪問したり、携帯電話に電話したりします。
- 2 保険証の有効期限が短くなります。通常よりも有効期限が短い保険証で、更新の手続きを市役所・総合支所で頻繁にする必要があります。
長期間納付が無い人には保険証を返してもらい、医療費が全額負担になる「資格証明書」を渡します。

保険料を払わないでいると、
あなたの預金口座や給料を調べて差押えします

所得の申告

国保の保険料は前年の所得(給料)に応じて決まるので、いくら給料があったかという申告が必要です。申告は毎年行ってください。

会社に勤めている人は、皆さんが勤めている会社が市役所へ報告するため、自分で申告する必要はありません。

どんな時に申告が必要なの??



- 1 日本に来た最初の年は必ず申告が必要です。
※保険証を交付したときに、前年に日本での所得(給料)が無い旨の申告をしているはずですが、申告していない場合は手続きが必要です！
手続きをすれば保険料が減額になる可能性があります。
- 2 会社で働いていても、会社から市役所へあなたの所得(給料)の報告が無く、所得(給料)が確認できなかった場合は、自分で申告が必要です。
会社に確認をしてみてください。

申告の方法

1月1日時点で、久留米市に住んでいた。

はい

印鑑を持って、久留米市役所
地下1階の市民税課で
申告をしてください。



1月1日に住んでいた市区町村で申告をします。
その後、久留米市が1月1日に住んでいた市へ照会を
するので、申告をした後に久留米市健康保険課に、
申告が終わったことを連絡してください。

いいえ

1月1日時点で、
日本の他の市区町村に
住んでいた。

はい

いいえ

印鑑を持って
久留米市役所1階
健康保険課窓口
に来てください。

保険料の支払い方法

加入手続き後に、久留米市からお住まいの住所へ請求書(納付書)を送ります。請求書(納付書)が届いたら、**期限までに銀行・郵便局・コンビニ・市の窓口で支払い**ましょう。

※翌年度以降は、毎年6月15日頃に、1年間分の請求書(納付書)をお住まいの住所へ送ります。

保険料は毎月(6月～翌年3月)の10回払いで支払います。支払いを忘れると、後でまとめて支払わなければいけません。まとめて支払うのは大変なので、毎月忘れずに支払ってください。



- ★納付書の期限は、毎月月末(末日が土日祝日の場合は翌営業日)です。12月だけ25日期限なので注意してください。
- ★支払い場所は、銀行・郵便局・コンビニ・市の窓口(市役所1階7番窓口 健康保険課、各総合支所市民福祉課、市民センター)です。
- ★期限が過ぎた場合はコンビニで取り扱いできません。必ず期限までに支払いをしてください。

納付書の見方

納付コード: お問い合わせのときは、この番号を教えてください。

支払う金額です。

納期限: この日までに支払ってください。

口座振替

国民健康保険料のお支払いは、便利な口座からの引落としをお勧めします。

口座振替の申込みは、下記の①②どちらかで出来ます。

① 銀行のキャッシュカードで申込みする方法

銀行の登録印がなくても、銀行のキャッシュカードのみで国民健康保険料の口座振替の申込みが出来ます(生体認証ICキャッシュカードは不可)。希望する人は、キャッシュカードと保険証をご持参のうえ、市の窓口(市役所1階7番窓口 健康保険課、各総合支所市民福祉課、市民センター)で手続きしてください。

《キャッシュカードでの登録が出来る銀行》

福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡中央銀行	十八銀行	大川信用金庫
筑邦銀行	佐賀銀行	北九州銀行	肥後銀行	九州労働金庫
ゆうちょ銀行	親和銀行	熊本銀行	筑後信用金庫	

② 口座振替依頼書(書面)で申込みする方法

以下の三点を用意し、久留米市指定の銀行(ゆうちょ銀行を含む)で手続きをしてください。

- ① 国民健康保険証
- ② 銀行通帳
- ③ 銀行に登録している印鑑



銀行のキャッシュカードを市の窓口を持っていけば、口座振替の手続きが簡単に出来るんだね。

こんなものが届いたときはどうすればいい？

久留米市 督促状
平成30年度国民健康保険料(第9期) 第9期
急に滞りの納付場合がございます。
平成31年 3月22日

●本状到着前に納付済の場合は、行き違いですので、悪しからずご了承ください。

<p>久留米市 督促状</p> <p>納付義務者 通知番号 4304304000</p> <p>納付額 7800円</p> <p>延滞金 0円</p> <p>合計額 7800円</p>	<p>久留米市 納付書</p> <p>納付額 7800円</p> <p>延滞金 0円</p> <p>合計額 7800円</p>	<p>久留米市 領収証書</p> <p>納付額 7800円</p> <p>延滞金 0円</p> <p>合計額 7800円</p>
--	---	--

お支払い期限です。

決められた期限までにお支払いをされないと、督促状を送ります。督促状に指定された期限までにお支払いをお願いいたします。

お支払いしていただく金額です。

督促状を発送してもお支払いを
されないと、**催告書**を送ります。
催告書が届いたら、指定された
期限までに全額納付してくだ
さい。また、全額納付が厳しい
ときは相談をお願いします。

〈相談場所〉

- 市役所健康保険課
(1階7番窓口)
- 各総合支所

※市民センターで相談は出来ません。

お支払い期限です。

お支払いいただく
金額です。

平成31年 3月 20日

久留米市役所 健康保険課 大久保 勲

久留米市役所 健康保険課 (0942)10-9091 (直通)
(0942)10-9751 (FAX)

田主丸総合支所 市民福祉課 (0943)72-2112 (直通)
北野総合支所 市民福祉課 (0943)78-0552 (直通)
城島総合支所 市民福祉課 (0942)42-2112 (直通)
三穂総合支所 市民福祉課 (0942)44-2312 (直通)

21-01-02121
住所〒810-0801 久留米市中央1-1-1

納付催告書

あなたの国民健康保険料(税)については、納付期限後相当の期限が経過しておりますが、いまだに納付されていません。このままでは、国民健康保険の運営において、多くの納付義務者との公平の面からも支障をきたしますので、

平成31年 3月 10日 までに納付してください。

※期日までに納付がない場合は、あなたの財産を法に基づき調査し、随時差押処分を行うこととなります。
なお何らかの事情で納付できない方は、健康保険課(市役所1階)及び市民福祉課(各総合支所)の担当者にご相談ください。
※本状と行き違いに納付されていたときは、ご容赦ください。

納付期別	科目	通知番号	期別	納期限	未納額	延滞金	未納合計額	備考
3030	国民健康保険		04	2014.1	2900	0	2900	
3030	国民健康保険		02	2014.31	2900	0	2900	
3030	国民健康保険		06	2014.30	2900	0	2900	
3030	国民健康保険		07	2014.25	1800	0	1800	
合 計 額					10500	0	10500	※942-42424、通知後速やかに対応してください。

こんなときは手続きをしてください

● 勤め先の社会保険に入ったとき

勤め先の社会保険に入ったら、国民健康保険証は使えません。

市役所1階7番窓口、各総合支所市民福祉課、市民センターで国民健康保険をやめる
手続きをして、保険証を返却してください。

やめる手続きをしないと、保険料の請求が止められません。必ず手続きをしてください。

〈必要なもの〉

- 国民健康保険をやめられる方全員の保険証
- 社会保険に入られた方全員の保険証
- 印鑑
- マイナンバーが分かるもの

● 納付相談

納期ごとの納付が出来ない人は、早めに相談してください。

● 引越し

住所が変わったら市役所に届出が必要です。



● 問い合わせ先

久留米市役所	健康保険課 (場所: 1階7番窓口)	【直通電話 0942-30-9031】 【FAX 0942-30-9751】
田主丸総合支所	市民福祉課	【直通電話 0943-72-2112】 【FAX 0943-72-3819】
北野総合支所	市民福祉課	【直通電話 0942-78-3552】 【FAX 0942-78-6482】
城島総合支所	市民福祉課	【直通電話 0942-62-2112】 【FAX 0942-62-3732】
三潁総合支所	市民福祉課	【直通電話 0942-64-2312】 【FAX 0942-65-0957】

《 受付時間 》

月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで。

なお、毎週木曜日のみ8時30分から19時まで。(祝日、年末年始を除く)